

【川崎市からのお知らせ】基準の理解に繋がるお役立ち情報メーリングリスト_第2回
(業務継続計画の策定等について)

障害児通所支援事業所
管理者 各位

いつも川崎市の障害児福祉にご尽力いただき、ありがとうございます。

障害者施設指導課の事業者指導担当では、定期的に事業所を訪問させていただき、守るべきルールに沿った運営がされているか確認をする「運営指導」を実施しています。その運営指導では、多くの事業所で共通する指摘事項が見られています。
前回から、メーリングリスト形式で指摘事項が多い項目等について解説をはじめていますが、今回は、「業務継続計画の策定等」について解説します。

《第2回テーマ：「業務継続計画の策定等」について》

【業務継続計画（BCP）とは】

基準条例において、業務継続計画の策定等については次のように規定されています。

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

⇒ 基準条例では、「非常災害対策」や「衛生管理等」について別の条項にて、必要な対応が規定されていますが、「非常災害対策」や「衛生管理等」は主に、それぞれの予防策や発生した際の対応に関する内容であるのに対し、「業務継続計画の策定等」は継続的にサービス提供を実施することや、早期に業務再開を図るための内容である点が大きく異なる点になります。

【業務継続計画の策定等に関して事業者が実施すべき義務事項】

①業務継続計画の策定

：感染症に関する業務継続計画と、災害に関する業務継続計画の2つのが必要

②従業者に業務継続計画について周知

③必要な研修・訓練の定期的な実施

(研修について)

研修内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うもの。(年1回以上)

(訓練について)

訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的の実施するもの。(年1回以上)

④定期的に業務継続計画の内容を見直し、必要に応じて業務継続計画を変更

【業務継続計画に規定すべき項目】

(感染症に関する業務継続計画)

- A 平時からの備え(体制構築、整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- B 初動対応
- C 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応等)

(災害に関する業務継続計画)

- A 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等が停止した場合の対策等)
- B 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- C 他施設及び地域との連携

⇒ 以下の URL 先に、国が示す業務継続計画の作成例がありますので、必要に応じてご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

【減算について】

基準等で求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合に、利用者全員について、所定単位数から以下の単位数を減算することとなります。

障害児通所支援事業所：所定単位数の1%

運営指導で確認する中で、業務継続計画が作成されていないために減算となるケースが散見されていますので、御留意ください。

以上、今回は「業務継続計画の策定等」についての説明でした。

今後も不定期で基準に関する情報を発信していきます。
引き続きよろしくお願いいたします。

発信元：川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指導担当

TEL：044-200-0082 / 044-200-1479

FAX：044-200-3932

メール：40sidou@city.kawasaki.jp